

## 情報法制学会 記事

### 1 総 会

平成 29 年 12 月 16 日、学術総合センター橋講堂において、第 2 回総会を開催し、以下の事項について決定・承認した。

- ① 平成 29 年度予算の執行状況報告について承認した。
- ② 平成 30 年度事業計画を決定した。
- ③ 平成 30 年度予算を決定した。

### 2 研究大会

平成 29 年 12 月 16 日、学術総合センター橋講堂において、情報法制研究所と共催で、第 1 回研究大会を開催した。

- 開会挨拶 曾我部真裕
- 公募報告「医療分野におけるロボット法の日独比較検討——民事責任、刑事責任、情報法を中心に」 松尾剛行
- 公募報告「カナダ国境サービス庁による API/PNR 標的絞込み；OPC プライバシー監査報告の分析」 丸橋透
- 報告「ビッグデータ・AI の活用における競争法上の課題」 池田毅
- 報告「ドイツの SNS 法」 實原隆志
- 報告「カナダ著作権法における『利用者の権利』の保護」 谷川和幸
- JILIS「オンライン広告研究 TF」成果報告 高木浩光
- 閉会挨拶 鈴木正朝

### 3 運営委員会

(1) 平成 29 年 12 月 16 日、運営委員会を開催し、以下の事項について協議・決定した。

- ① 学術会議の協力団体申請について協議した。
- ② 旅費規程・謝金規程について承認した。
- ③ 団体会員の入会について承認した。
- ④ 年間スケジュール、研究会について承認した。

(2) 随時持ち回りで運営委員会を開催し、学会会員の入会承認等について協議・決定した。

### 4 編集委員会

(1) 平成 29 年 12 月 16 日、編集委員会を開催し、以下の事項について協議・決定した。

- ① 『情報法制研究』第 3 号査読論文審査結果について決定した。
- ② 『情報法制研究』第 3 号企画案について決定した。
- ③ 『情報法制研究』第 4 号企画案について協議した。

(2) 平成 30 年 2 月 4 日、編集委員会を開催し、以下の事項について協議・決定した。

- ① 情報法制研究査読要領の改正について決定した。
- ② 『情報法制研究』第 4 号企画案について協議した。

### 5 セミナー・シンポジウム等

(1) 平成 29 年 10 月 25 日、AIOS 永田町において、第 2 回情報法制学会通信政策セミナーを開催した。

(2) 平成 29 年 12 月 2 日、京都大学において、情報法制研究所と共催で、第 3 回情報法セミナー IN 京都を開催した（詳しくは研究所記事を参照）。

(3) 「“TheFour”で学ぶ OTT 事業者戦略第 1～5 回」（平成 29 年 12 月 19 日、平成 30 年 1 月 17 日、1 月 29 日、2 月 6 日、2 月 21 日）を開催した。

## 一般財団法人情報法制研究所 記事

### 1 評議員会

平成 29 年 12 月 15 日、書面にて臨時評議員会を開催し、監事丸山満彦氏の辞任を承認し、監事として泉原克人氏を選任した。

### 2 理事会

(1) 平成 29 年 12 月 16 日、平成 29 年度第 3 回理事会を開催し、以下の事項について協議・決定した。

- ① 第 3 期事業計画について承認した。
- ② 第 3 期予算について承認した。
- ③ 旅費規程・謝金規程について承認した。
- ④ 情報法制学会への貸与について承認した。
- ⑤ 年間スケジュールについて承認した。

(2) 平成 30 年 2 月 4 日、平成 30 年度第 1 回理事会を開催し、以下の事項について協議・決定した。

- ① 第 2 期事業報告について承認した。
- ② 第 2 期決算報告について承認した。
- ③ 定款変更について承認した。
- ④ 受託単価規程について承認した。
- ⑤ 第 3 期評議員会の開催について承認した。

### 3 資金決済法セミナー

平成 29 年 9 月 26 日、学術総合センター一橋講堂において、資金決済法セミナーを開催した。

- 開会 松原健二（一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会ガイドライン部会長）
- 来賓挨拶 春原和彦（金融庁監督局総務課金融会社室室長）
- これまでの経緯について 江口清貴（一般財団法人情報法制研究所専務理事）
- 業界ガイドライン説明・事例集解説 石田俊樹（一般社団法人日本オンラインゲーム協会）
- ゲーム業界向け欧州一般データ保護規則（GDPR）対応プランのご紹介 福島直央（有限責任監査法人トーマツ）
- 業界ガイドラインに関する Q&A 4 団体連携資金決済法プロジェクトチーム

### 4 第 3 回情報法制研究所情報法セミナー IN 京都

平成 29 年 12 月 2 日、京都大学において、情報法制

学会と共催で、情報法セミナー IN 京都を開催した。

- 開会挨拶 宍戸常寿
- AI ネットワーク社会においてプライバシーはそもそも可能か？ 山本龍彦
- プライバシーはなぜ必要か？——「プライバシーなんていらん!?」という問いから考える 成原慧
- 民主主義とプライバシー 工藤郁子
- 移動の自由とプライバシー 生貝直人
- パネルディスカッション
- 閉会挨拶 鈴木正朝

### 5 研究大会・タスクフォース報告会

(1) 平成 29 年 12 月 16 日、学術総合センター一橋講堂において、情報法制学会と共催で、第 1 回研究大会を開催した（詳しくは学会記事を参照）。

(2) 平成 30 年 1 月 29 日、学術総合センター一橋講堂において、「オンライン広告タスクフォース報告会——オーディエンスターゲティング広告における匿名加工情報の利用に関する提言」を開催した。

# 情報法制学会規約

平成 28 年 12 月 23 日制定

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は情報法制学会 (Association of Law and Information Systems) と称する。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所は、東京都千代田区永田町 2 丁目 17 番 17 号アイオス永田町 312 一般財団法人情報法制研究所に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本会は、情報、メディア等に関する法、技術及びビジネスの観点からの学術的、実務的な研究 (以下「情報法制研究」という。) を促進することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、情報法制研究に関する次の事業を行う。

- 一 国内及び海外の動向等に関する調査研究及び研究成果の公表
- 二 研究者の連絡及び協力促進
- 三 研究会及び講演会の開催
- 四 機関誌その他図書の刊行
- 五 外国の学界との連絡及び協力
- 六 前各号のほか運営委員会において適当と認めた事業

## 第 3 章 会員

(資格)

第 5 条 本会の会員となることができる者は、情報法制研究に携わる者または情報法制研究に関して学識、経験を有する者とする。

(入会)

第 6 条 本会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

(会費)

第 7 条 会員は、総会の定めるところに従い、会費を納めなければならない。

(退会)

第 8 条 会費を滞納した者は、運営委員会において、退会した者とみなすことができる。

## 第 4 章 機関

(役員)

第 9 条 本会に左の役員を置く。

- 一 運営委員若干名、内 1 名を代表とする。
- 二 監事若干名

(選任)

第 10 条 運営委員及び監事は、総会において選任する。

2 代表は、運営委員会において互選する。

(任期)

第 11 条 代表、運営委員及び監事の任期は、2 年とする。

2 補欠の代表、運営委員及び監事の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 代表、運営委員及び監事は、再任されることができる。

(代表)

第 12 条 代表は、本会を代表し、総会及び運営委員会を招集し、会務を統轄する。

2 代表に故障のある場合には、その指名した他の運営委員が、その職務を代行する。

(運営委員)

第 13 条 運営委員は、運営委員会を組織し、会務を執行する。

(監事)

第 14 条 監事は、会計及び会務執行の状況を監査する。

(総会)

- 第15条 代表は、毎年1回、会員の通常総会を招集しなければならない。
- 2 代表は、必要があると認めるときは、何時でも臨時総会を招集することができる。
- 3 総会員の5分の1以上の者が、会議の目的たる事項を示して請求したときは、代表は臨時総会を招集しなければならない。

(議決権の委任)

- 第16条 総会に出席しない会員は、書面により、他の出席会員にその議決権の行使を委任することができる。この場合には、これを出席とみなす。

## 第5章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

- 第17条 本規約は、総会員の3分の2以上の同意がなければ、これを変更することができない。

(解散)

- 第18条 本会は、総会員の3分の2以上の同意がなければ、解散することができない。

## 附則

(施行期日)

- 第1条 本規約は、平成29年2月1日から施行する。

(発起人会の権限)

- 第2条 情報法制学会発起人会は、第1回会員総会が開催されるまでの間、総会の権限を行使することができる。ただし、発起人会の決定は、第1回会員総会においてその承認を受けなければならない。

## 情報法制研究査読論文規則

平成 29 年 7 月 1 日 編集委員会決定

### (目的)

第 1 条 本規則は、情報法制研究に掲載される査読論文について、応募及び審査の手續並びに関連事項を定める。

### (査読対象論文)

第 2 条 査読対象論文は、情報、メディア等に関する法、技術及びビジネスの観点からの学術的、実務的な研究に関するものであって、未公開のもの及び他学協会誌等へ投稿中でないものに限る。

2 査読対象論文は、日本語または英語によらなければならない。

3 査読対象論文は、日本語論文にあつては 2 万字、英語論文にあつては 7500 ワードを上限とする。

4 査読に応募することができる者は、情報法制学会の会員（団体会員である企業等に所属または勤務する個人を含む。以下、この項で同じ）及びこれから会員となろうとする者（共著論文にあつては執筆者の 1 名以上が情報法制学会の会員及びこれから会員となろうとする者）に限る。ただし、編集委員会が特に認めた場合はこの限りではない。

### (査読論文の公募)

第 3 条 編集委員会は、情報法制研究の各号について、掲載する公募論文数の上限を定めて、査読論文を公募することができる。

2 査読論文の応募者は、編集委員会の定める期日までに、査読対象論文を提出しなければならない。

3 応募者は、応募に当たって、編集委員会が定めた応募書式に所定の事項を記入して提出しなければならない。

### (審査及び査読委員の指名)

第 4 条 編集委員会は、応募により提出された査読対象論文及び応募書式を審査し、不備があるときは、応募者に訂正を求め、または応募を却下することができる。

2 編集委員会は、前項の審査に適合する査読対象論文につき、2 名以上の査読委員を指名する。

3 編集委員会は、情報法制学会の会員ではない者を、

前項の査読委員に指名することができる。

4 編集委員会は、前項の指名に当たって、査読が公正中立に行われるよう留意しなければならない。

### (査読の手續)

第 5 条 査読委員による査読の評価は、次のとおりとする。

一 採録 (accept)

二 条件付き採録 (accept with minor revision)

三 再提出再審査 (accept with major revision)

四 採録不可 (reject)

2 査読委員は、査読に当たって知り得た秘密を守らなければならない。

### (採否の決定)

第 6 条 編集委員会は、査読委員の評価に基づき、査読対象論文を情報法制研究に掲載するか否かを決定する。

2 編集委員会は、応募者に対して、当該査読対象論文の訂正を求めることができる。

3 前項の場合で、応募者から訂正された査読対象論文の提出があつたときは、編集委員会は、当該査読対象論文を情報法制研究に掲載するか否かを決定する。

4 情報法制研究に掲載する論文数が第 3 条第 1 項で定めた数を超えたときは、編集委員会は、応募者の同意を得て、当該査読対象論文を次号の情報法制研究に掲載することができる。

5 編集委員会は、掲載を不可とする査読対象論文について、応募者に対して、当該論文の訂正すべき点を示した上で、次号の情報法制研究への応募を求めることができる。

### (査読結果の通知)

第 7 条 編集委員会は、査読及び採否の決定の後すみやかに、応募者に対して、査読結果を通知する。

2 査読委員の氏名及び個別の査読の経過等は公表しない。

3 応募者は、査読結果についての不服申立て及び査読内容等に関する問い合わせをすることができない。

(校正)

第8条 校正は、応募者本人が行う。

- 2 校正は、査読対象論文を情報法制研究に掲載するに当たり必要な限りでのみ、認められる。
- 3 編集委員会は、校正により査読の趣旨を損なうような加除修正がなされたときには、査読対象論文の掲載を撤回することができる。

(公表の方法)

第9条 査読論文の著者は、応募により、情報法制学会の定める方法で公表される情報法制研究への掲載に、あらかじめ同意したものとする。

- 2 査読論文については、著者に原稿料を支払わない。また、著者に情報法制研究への掲載料を求めない。
- 3 情報法制研究が公表されたときには、著者（共著論文にあつては執筆者の1名）に対して、査読論文が掲載され印刷された情報法制研究を1冊贈呈する。
- 4 査読論文の著者が、情報法制研究に掲載された査読論文を他の媒体に転載する場合には、情報法制研究が初出である旨を明記しなければならない。

(その他)

第10条 本規則が定めるもののほか、査読論文について必要な規定は、編集委員会が別に定める。

## Summary

### Optimization of Criminal Justice and Usage of Informational Technology and Big Data: Beyond the Supreme Court Judgement of GPS Investigation

INATANI Tatsuhiko

*Associate Professor of Law, Kyoto University  
School of Law*

In this paper I probe the problems stem from the recent judgement of Japanese supreme court about a GPS investigation, and propose some fixes to the problems in order to allow Japanese criminal justice to co-evolve with the rapid development of informational technologies and big data sciences. Particularly, I argue to introduce the idea of optimization of criminal justice in order to avoid being trapped by vague and helpless dogmatic of the right to privacy in this context. I reframe the right to privacy argument into the agency problem theory and propose the reasonable solution to it through informational technologies and big data sciences. But I also add some critiques to too much reliance on these new technologies from a kind of Foucauldian view for demonstrating the importance of democratic decision in criminal justice system.

### “Impact of new entry in the media market - Neutrality and quality of information goods -”

SHISHIKURA Manabu

*Professor, Nagasaki University*

In this paper, based on the economic characteristics of information goods, I confirm what kind of market characteristics the media industry originally has, and examined how the new entry of net media influences the information goods market.

First, I confirm the characteristics of the supply side of media. Specifically speaking, I indicate that consumption of information goods has external effect on the users preference, so that the media market will be the two-sided market, and the composition of the media's revenue depend on the relative relationship between advertisement effectiveness and con-

sumer's disutility of advertisement.

Second, I confirm the characteristics of the demand side of media. I show that the time-consuming cost and effort cost besides production cost are required on the consumption of the information goods. And how these costs influence effect on the user's selection of contents is analyzed by the theoretical and empirical model.

Finally, I discuss about the result of competition over attention in the information goods market due to new entries through the Internet. I point out that it becomes difficult to maintain the quality of information goods in advertising media and that there is a possibility that the separation between the pay media and the sponsored media may accelerate.

### The Principal Japanese AI and Robot Law, Strategy and Research toward Establishing Basic Principles

SHIMPO Fumio

*Professor, Keio University*

AI and Robots are tools created by humans, and are currently at the stage where they are nothing more than tools which only operate according to human intentions. However, if autonomous robots controlled by AI system come to be used everywhere in society, the associated legal issues should be given a thorough legal re-examination. If we fail to scrutinize the new information security countermeasures for the use of intelligent robots and artificially intelligent entities or if we fail to review the legal issues accompanying the spread of consumer electronics, robots equipped with AI, and cars that operate as highly automated vehicle systems, the types of security problems which have impacted the development of the Internet could arise again in other, new contexts that involve artificial intelligence. There is a fear that this danger will spread beyond the problems within 'virtual spaces' (such as the Internet), and present threats which will dramatically raise the likelihood of physical danger resulting from the actions caused by AI. The possibility of an AI running out of control and posing a danger to humans has been noted as one of the potential threats posed by robots that are becoming more and more auto-

mous. This paper focuses on the principal Japanese AI and Robot Law, strategy and research trend toward establishing basic principles that would be helpful for considering to conduct trials of such technologically innovative issues.

#### **Defense Readiness Posture and Capabilities for Situation Awareness of Cyber Threat**

NAWA Toshio

*Executive Director/Senior Security Analyst*

A large number of organizations in Japan are still not aware of or knowing the significantly changing of attack mechanism. And those always look for security measure systems and method without facing actualities of cyber issue. This article mentions the importance of the situation awareness of cyber threat and noteworthy fact of attack mechanism, and then seeing deep into action items to be necessarily associated with or result in or involve.

#### **Net Neutrality Rule ver. 4 : In the World of Network Neutrality 3.0**

JITSUZUMI Toshiya

*Professor, Chuo University*

On December 14th, 2017, the FCC, led by Chairman Ajit Pai, who was appointed by the President Trump, adopted an order and fundamentally changed the framework of the net neutrality regulation that former FCC chairman Tom Wheeler strengthened by the Title II order. This is not only the result of the conflict over the meaning of net neutrality and its achievement method, but also the result of policy response to changes in the broadband ecosystem. This paper describes the transition of net neutrality regulations and analyzes the relation with the evolution of the broadband ecosystem behind it.

#### **A Study of a Contract about Privacy (3)**

ITAKURA Yoichiro

*Attorney at Law, Hiraki Sogoh Law Offices*

This study includes 1) Introduction 2) The analysis of a contract about privacy from the viewpoint of substantive law, 3) The analysis of a contract about privacy from the viewpoint of procedural law, 4) The future discussion point of a contract about privacy. In Vol. (3), analysis of 'privacy contract' is discussed from the viewpoint of procedural law.

#### **Analyzing the modification of the subject of personal data protection legislative system of Japan — Through the circumstances of establishment of ordinance for the protection of personal information in local governments**

KATO Naonori

*KDDI Research. Inc.*

The definition of "Personal information" in the Act on the Protection of Personal Information is one of the biggest issues in the discussion of the Personal data usage. To propose a solution for this discussion, I overview the history of the circumstances of establishment of ordinance for the protection of personal information in local governments and clarify the modification of the definition of the subject.

Key Word : Act on the Protection of Personal Information, Privacy, Personal Data



## ■情報法制学会編集委員会

委員長：宍戸常寿（東京大学）

委員：上原哲太郎（立命館大学） 坂井修一（東京大学） 実積寿也（中央大学） 新保史生（慶應義塾大学） 鈴木正朝（新潟大学） 曾我部真裕（京都大学） 山本龍彦（慶應義塾大学）

委員長補佐：横田明美（千葉大学）

## ■編集後記

「情報法制研究」の第3号を発行します。公募論文査読制度がスタートし、今号はまず1本を掲載することができました。本誌は引き続き査読論文を募集しておりますので、会員のみならず、この機に入会と合わせて、応募をご検討くださいますようお願いいたします。募集要項等は学会誌ホームページ (<http://alis.or.jp/journal.html>) に掲載しております。

今号は、第3回情報法セミナー in 京都（2017年12月2日）の記録も収録しています。情報法制学会は、関連団体である情報法制研究所とともに、このような各種イベントを開催し、また本誌でその成果を発信することを通じて、情報法制に関する研究と実務の相互作用を高めて行きたいと考えています。「著作権侵害サイトのブロッキング要請に関する緊急提言シンポジウム」（情報法制研究所・インターネットコンテンツセーフティ協会共催。2018年4月22日）は、この問題への関心の高さから、300人を超える方々にご来場いただきましたが、その記録も何らかの形で次号に掲載したいと考えています。

今号も、編集委員、有斐閣学術センター、そして横田明美・委員長補佐のご尽力により、刊行までこぎ着けることができました。本誌に対するご感想ご意見がありましたら、どうか学会事務局までお寄せください。引き続き、「情報法制研究」にご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

（宍戸常寿）

## 情報法制研究 第3号

Journal of Law and Information Systems, Vol.3

2018年5月1日発行

©2018, 情報法制学会 Printed in Japan

発行 情報法制学会 代表・曾我部真裕

URL : <https://alis.or.jp/>

制作 株式会社有斐閣学術センター

組版 萩原印刷株式会社

印刷・製本

株式会社デジタルパブリッシングサービス

発売 株式会社有斐閣

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2丁目  
17番地

Tel : 03-3265-6811 Fax : 03-3262-8035

URL : <http://yuhikaku.co.jp/>

情報法制学会事務局

〒100-0014 東京都千代田区永田町2丁目17番  
17号 AIOS 永田町312

Tel : (代表) 03-5789-5356

URL : <https://alis.or.jp/>

E-mail : [alis@jilis.org](mailto:alis@jilis.org)

ISBN 978-4-641-49931-7